

一定面積以上の土地取引には 国土利用計画法に基づく **届出が必要**です。

面積要件

都市計画区域外
10,000 m²
以上

市街化区域以外の
都市計画区域
5,000 m²以上

市街化区域
2,000 m²以上

上記の土地取引には、**届出が必要**です。

*個々の面積は小さくても、取得する土地の合計が上記の面積以上となる場合には、個々の取引ごとに届出が必要です。



届出期限

契約締結日を含めて**2週間以内**です。



届出先

土地の所在地の市町村長を経由して愛知県知事です。

ただし、事務処理市町村については当該市町村長です。

【事務処理市町村】(令和4年4月1日現在)

岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、津島市、江南市、小牧市、稻沢市、東海市、大府市、
岩倉市、愛西市、豊山町、飛島村、東栄町



届出後

届出がなされた土地について
利用目的の審査が行われます。



罰則

届出をしなかった場合は、罰せられます。

届出制度 Q&A

Q1

なぜ届出が必要なのですか？

土地の適正かつ合理的な土地利用の確保を図るためです。



Q2

届出の必要な土地取引を教えて下さい？

面積要件（表面参照）を満たす土地について、売買等の契約（対価の授受をともなう土地に関する権利の移転または設定をする契約）を締結した場合に届出が必要です。

Q3

届出は誰がいつまでにどこへ行えばよいのですか？

届出は土地の取得者（買主）が契約締結日を含めて2週間以内に、土地の所在する市役所、町村役場の国土利用計画法担当窓口に届け出て下さい。

Q4

届出をしないとどうなりますか？

届出をしなかったり、虚偽の届出をしたりすると、法律に基づき、6ヶ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。

Q5

届出書や届出事項について教えて下さい？

詳細は、愛知県都市計画課、土地の所在する市役所、町村役場の国土利用計画法担当窓口にお問い合わせ下さい。愛知県のWebページにも説明が掲載されており、届出書の様式ダウンロードが可能です。



愛知県 国土法

検索



アドレス：

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi/kokudohou-todokede.html>

問い合わせ先

愛知県都市・交通局都市基盤部
都市計画課
計画・取引規制グループ
電話：052-954-6082

土地の所在する市役所、町村役場の
国土利用計画法担当窓口